

総社市告示第 8 6 号

総社市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱（平成 2 2 年総社市告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付対象児)</p> <p>第 3 条 助成金の交付対象児（以下「対象児」という。）は、市内に住所を有する両耳の聴力レベルが 3 0 デシベル以上の者であって、身体障害者手帳の交付の対象とならない、申請受付時に 1 8 歳未満の難聴児とする。ただし、<u>両耳の聴力レベルが 3 0 デシベル未満の者であっても、医師が補聴器等の装用について必要と認めた場合は対象とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、補聴援助システムについては、就学以降又は 6 箇月以内に就学予定の対象児で、教育、生活上等の諸条件に基づき必要と認められるものを対象とする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項に規定する対象児が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(交付申請)</p> <p>第 5 条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）</p>	<p>(交付対象児)</p> <p>第 3 条 助成金の交付対象児（以下「対象児」という。）は、市内に住所を有する者で、<u>両耳の聴力レベルが 3 0 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない、申請受付時に 1 8 歳未満の難聴児とする。ただし、補聴援助システムについては、就学以降又は 6 箇月以内に就学予定の対象児で、教育、生活上等の諸条件に基づき必要と認められる場合に交付できるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する児が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(交付申請)</p> <p>第 5 条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）</p>

改正後					改正前				
<p>は、難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある難聴児については、<u>第3条第3項</u>の手続きによる身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書の写し</p> <p>(3)及び(4) 略</p>					<p>は、難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある難聴児については、<u>第3条第2項</u>の手続きによる身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書の写し</p> <p>(3)及び(4) 略</p>				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
種目	種類	1台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれる もの	耐用 年数	種目	名称	1台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれる もの	耐用 年数
補聴器	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	①補聴器本体 (電池を含む。) ②フック、チューブ ③イヤモールド 注 1) <u>イヤモールド</u> を必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。 注 2) 乳幼児の場合は基準価格に4,500円を加算できる。	5年	補聴器	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	①補聴器本体 (電池を含む。) ②フック、チューブ ③ <u>イヤモールド</u> 注 1) <u>イヤモールド</u> を必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。 注 2) 乳幼児の場合は基準価格に4,500円を加算できる。	5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900				軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
	高度難聴用ポケット型	43,200				高度難聴用ポケット型	43,200		
	高度難聴用耳かけ型	52,900				高度難聴用耳かけ型	52,900		
	重度難聴用ポケット型	64,800				重度難聴用ポケット型	64,800		
	重度難聴用耳かけ型	76,300				重度難聴用耳かけ型	76,300		
	略						略		
略					略				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。